

議事の経過

開議 午前10時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、全員出席であります。以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、尾原進一議員の退席を求めます。

（尾原進一議員 退席）

○佐藤倫与議長 9月17日、尾原進一議員から一身上の都合により、阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の職を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。尾原進一議員の阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。

よって、尾原進一議員の阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

尾原進一議員の着席を求めます。

（尾原進一議員 着席）

○佐藤倫与議長 尾原進一議員に告知いたします。あなたの辞任願いは許可されました。

日程第2、特別委員会委員補充選任の件を議題といたします。

阿佐線・国道整備促進特別委員会委員は定数6人のところ、欠員が1人生じました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の欠員1人に対する補充選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、小松進議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、小松進議員を阿佐線・国道整備促進特別委員会委員に補充選任することに決しました。

日程第3、議案第62号「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例」から議案第68号「和解に関する件」までの7件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら7件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長 藤田伸也議員。

○藤田伸也総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第62号「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例」ほか3件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る9月17日、委員6名の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第62号「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴い、現行条例で引用している条項にずれが生じているため、所要の改正を行うものです。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第63号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、現行条例を改正するものです。

改正の要旨は、個人市民税において、1点目は公益信託の受託事務に関する寄附金を税額控除の対象とするもの。2点目は単に課税標準の計算を定める公益法人等に係る個人市民税の課税の特例規定を削除するもの。固定資産税においては、私立学校法の改正に伴い、現行条例で引用している条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号「権利の放棄に関する件」につきましては、市営住宅に係る平成12年7月から平成18年6月までの未払家賃7万1,560円及びこれに対する遅延損害金2万6,100円の債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものです。

所管課からは、債務者である借受人及び連帯保証人の相続人に対して、未払家賃等の支払いを求める訴訟を平成25年2月に提起し、同年4月に勝訴判決（債務名義）を得たが、相続人の行方が不明であり、かつ差し押さえることができる財産も知れないため、同年9月から当該債権の徴収を停止してきたが、現在も状況に変わりはなく、今後における債権回収は困難であることから、債権を放棄するものであると説明がありました。

委員からは「債務者の年齢を考えると時効を延長して10年後に回収できる可能性もある。本来、債権者は最後までやるものだ」と意見があり、所管課からは「本件は徴収停止から10年、動きを追っていたが、今回調査して、なお回収が困難な状況は変わらないという結論に至ったものである」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第68号「和解に関する件」につきましては、市役所駐車場において発生した物損事故に伴い、相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

所管課からは、令和6年4月、相手方が普通自動車を後進させていたところ、運転操作を誤り、駐車場に設置している案内表示板に接触、損傷させたものであり、相手方が復旧費用148万5,000円を負担することで和解するものと説明がありました。

委員からは「案内表示板の復旧費用が高額ではないか」と質問があり、所管課からは「新たな表示板の製作・設置だけでなく、損傷した表示板の撤去、基礎舗装部分等のやり直しも必要だったため、この金額になった」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長 産業厚生委員長 西内直彦議員。

○西内直彦産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第64号「安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」ほか2件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る9月18日、委員6人の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第64号「安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、健康保険証の廃止を定めた、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法が改正されることに伴い、現行条例から被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則規定を削除するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、生活保護法の改正に伴い、生活保護受給世帯の子供が高等学校等を卒業後に就職する際の新生活の準備に要する費用に対する支援が拡充され、その名称が「進学準備給付金」から「進学・就職準備給付金」に改められたため、所要の改正を行うものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の要旨は、1点目は保育施設の重要事項について、書面掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けるもの。2点目はフロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、媒体の種類を示さないこととするものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。
これより、議案第62号「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより、議案第63号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより、議案第64号「安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより、議案第65号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより、議案第66号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第67号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第68号「和解に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第82号「監査委員選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小松進議員の退席を求めます。

（小松進議員 退席）

○佐藤倫与議長 ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。
副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第82号「監査委員選任について同意を求める件」につきましては、議員のうちから選任されておりました藤田伸也委員から、8月31日をもって辞任する願いが提出され、これを承認しましたので、後任の監査委員として小松進氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。小松進氏の経歴につきましては議案説明に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で提案しました案件の説明とします。御審議の上、御同意いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）